

福岡市消費生活審議会 第1回消費者教育部会 会議録

- 1 開催日時 令和元年9月27日（金）午後2時～午後3時30分
- 2 場所 あいれふ7階 暮らしの研修室
- 3 出席委員 10名（欠席1名）
- 4 傍聴人 なし
- 5 議事 (1) 第2次福岡市消費者教育推進計画の策定スケジュールについて
(2) 第2次福岡市消費者教育推進計画（素案）について

○消費者教育部会の概要

<消費者教育部会の成立>

委員11名中10名の出席により、定足数を満たしたため、会議は成立した。

<委員自己紹介>

消費者教育部会設置後、初めての開催となるため各委員の自己紹介を行った。

<部会長選出>

委員の互選により奥谷委員を部会長に選任した。

部会長職務代理者として、部会長が山田委員を指名した。

<議事等>

(1)「第2次福岡市消費者教育推進計画の策定スケジュールについて」
事務局から説明を行った。

(2)「第2次福岡市消費者教育推進計画（素案）について」
事務局から説明を行った。

福岡市の学校における消費者教育（主に家庭科）の現状について、川上委員より説明があった。

○審議の概要

(2)「第2次福岡市消費者教育推進計画（素案）について」

部会長：ただいまの事務局からの説明について質問やご意見があれば発言をお願いしたい。

A委員：若者のトラブルで最も多いのがSNSなどインターネットに関するトラブルだと言われている。これが一番対策が必要な部分だと思うが、学習指導要領にはそういった内容が出てきていない。それに取り組むには、学校現場では人材も不足しているし、時間も足りないという意味なのだろうか。

B委員：そうである。ただ小学校でも中学校でも総合的な学習の時間というものがあり、そこで金銭トラブルやスマートフォンに関する問題などを取り扱っている学校もある。家庭科の時間だけでなく、そういう時間を活用するといった方法はある。

A委員：手が回らないのが実情ではないかと思う。統計などを見るとSNSが普

及しているが、スマートフォンの契約時に保護者が制限をかけるようになっていのに、保護者がその制限を外しているとあった。このあたりを新しい学習指導要領でどのように教育に取り組むのかいまひとつ理解できないというのが正直な感想である。

C委員：学校側にはまだインターネットなどの新しいツールに関する蓄積がないので、相談を受ける中で浮かび上がる問題点をもとに消費生活センターの相談員が、消費者教育に取り組むという形をとっている。

部会長：私もスマートフォンが専門で若いころから研究をしているが、ゲーム自体がパチンコに近い形になり、射幸性が非常に高くなっていて、それに子どもたちが慣れてきている。私は、小学校等にも行っているが、契約の基本を小学校の家庭科で学ぶ機会が出来た。要は、小さい頃からお金を払って物を買うとはどういうことなのか、それが現実のスーパーマーケットで、あるいはスマートフォンやパソコンの中で駅や会社でどう動いているのかを学ぶこと、その蓄積が、スマートフォンやツールを上手に使いこなすことになる。A委員のご指摘は本当に大事なことで、この会議で審議する内容については、きちんと先まで見据えておかないと時代遅れになってしまう。

この計画に載っているより先の現場でのことについてもご意見をいただきたい。

A委員：スマートフォンの場合は保護者が購入する際に、事業者が業法によって未成年者の場合は規制を設けているが、子どもが使いにくいからと保護者がその規制を外し、トラブルにつながっている。保護者に対する消費者教育はどうなっているのか。

事務局：学校のPTA協議会で、スマートフォンの使い方など専門の先生を招いて講座を行っていると聞いている。また学校でも子どもと一緒に保護者も学ぶ機会を設けているところもある。保護者の就業状況など各家庭によって情報の入り方が大きく異なるため、どのように情報を流せば効果があるのか今後検討していく必要がある。

A委員：私は自治会長をしており、公民館にもよく出入りしているが、こういう講座に参加した経験はない。こういった内容の講座がどのくらいの頻度で実施されているのか。

事務局：公民館や地域の集まりで出前講座を行っているが、「だまされんばい悪質商法」という講座が最も実施回数が多い。ネットトラブルに関する講座もあるが、インターネットをよく利用している年代は昼間に講座を受講するのが難しい。従業員向けの研修で悪質商法について教えてほしいという事業者からの出前講座の依頼も増えている。

A委員：回数は伸びているのか。

事務局：毎年申し込む団体もある。

D委員：保護者への教育の話が出たが、私も授業参観で環境問題について親子と一緒に学習したことがある。授業参観といった保護者が参加する機会を積極的に活用し、カリキュラムとして消費者問題に関する授業を組むのはとても有意義だと思う。

最近あった話で、入学してから仲良くしていた家族から、ある商法に関わる商品を勧められ、断ると子どもや保護者の関係性が崩れるのを心配し悩んでいるということだった。学校の中での保護者間、子ども間のコミュニティを絡めたような消費者問題にも注目してほしい。

部会長：中学校の保護者参観でゲストティチャーとしてスマートフォンの消費者トラブルの授業を行った際に、ゲームの画面を例とした授業を行った。子どもたちは内容を理解しているが、保護者の方は理解できていなかった。保護者から見ると子どもが利用しているスマートフォンの世界を知らなかったし、子どもも保護者が理解していないことを知らなかった。そこを繋げていくことが有意義な手立てになると思う。しかし授業参観に来る保護者は限られており、国の審議会などでも若者と30~40代への情報発信が一番難しいとされている。

E委員：第2次福岡市消費者教育推進計画（素案）の53ページに事業者等の取組みをホームページで紹介するとあるが、詳しく説明してほしい。

事務局：現在、事業者が行っている市民向け講座などを市のホームページで紹介している。こういった情報を広範囲に集め、ホームページに掲載するだけでなく、情報発信をさらに展開させていくことを考えている。

E委員：実際に高齢者の家庭に入るヘルパー事業者が、いち早く高齢者の変化に気付くことが多いため、そういうところから情報を得ると有効だと思う。ホームページへ情報を載せるのも良いが、9月に市政だよりと一緒に配布された「消費生活かわら版」はカラーでとても見やすかった。高齢者には特に有効だと思うし、地域包括支援センターでも啓発に活用している。

事務局：高齢者はいろいろな情報を市政だよりで入手しているというデータもある。この「消費生活かわら版」も相談件数が多いものや話題になっている詐欺的な手口を漫画を使ってわかりやすく紹介している。

A委員：計画の素案にも記載があるが、今求められているのは実践的な消費者教育だと思う。なかでも「高度情報通信社会に対応した消費者教育の推進」が最も重要である。

市でも高齢者の見守りやネットワークづくりを推進しているが、

本人が情報の提供を望まないなど個人情報保護法の壁もあり、地域としては非常に難しい。

部会長：ネットワークづくりに関連して計画の素案の36ページにさまざまな担い手との連携を表した図があるが、ほかに追加する団体はないか。

F委員：いろいろな会議に出席し、それぞれの部署でさまざまな担い手を作ると言われるが、最終的には全部地域に降りてくる。計画はきちんと作られており、理想としては理解できるが、計画を作っている人たちは連携しているのか。地域ではどのように進めていくのかが課題となっている。地域には人権学習や消費者教育、社会教育の推進など市から多くの要請があるが、ひとつひとつではなく、まとめてほしいというのが正直なところだ。

事務局：地域に負担がかかっていることは理解している。確かに見守りのネットワークづくりは重要で、国からも言われているが、既に地域にはいろいろな組織があり、そこに新たな組織を作っても意味がない。それよりも個々の連携を進めていくほうが具体的ではないかと考えている。

G委員：消費生活サポーターは何名いるのか。

事務局：登録人数は約650人である。高齢者の自宅を訪問する民生委員や老人クラブの会員などが主である。

G委員：民生委員は仕事が多く、見守りなど一生懸命活動している校区もあれば全くやらない校区もあり、校区によって違う。私も自治会長をしており、他にいくつもの役を持っているが、それくらいなり手がおらず、一つ役を受けると他の役も引き受けざるを得ないのが今の現状だ。

民生委員が訪問時にされる話を聞いて、勉強のためにテレビショッピングに電話をしてみたが、分かりにくいし、こうやってトラブルになるのだと感じた。今、このように消費生活審議会の委員をさせていただいているので、体験したことをふれあいサロンなどで話している。

先程話に出た担い手不足についても切実で、若い人たちがなかなか出てこないのは、やはりボランティアだからだと思う。今回の計画案を読んで、実現したらよいと思った。

部会長：大変興味深く話を伺った。今の話のように、今は担い手でない人も何かのきっかけで消費者教育の担い手となることも考えられる。計画の素案にも消費者教育関連の施策事業一覧が載せてあるが、消費者教育という言葉があまり表に出てきていないため、そこが繋がっていると理解できるような仕組みを検討できればと思う。

B委員：36ページの様々担い手との連携の図の中に警察を入れてはどうか。

事務局：警察も二セ電話詐欺に関してはキャンペーンやチラシの配布などを

行っている。

A委員：何か問題が起きた時に、子どもたちは先生や保護者には相談せず、SNSで相談すると聞いている。今後こういった相談を充実させたらいいのではないか。また高齢者等の見守りについても老老介護が多いのが現実だが、インターネットによる見守りが進んでいるため、こういったものをさらに集約的に、効率的に検討し、行政として確立すれば見守り体制の強化につながると思う。

E委員：福岡市のLINEを登録しているが、ごみ出し日などを教えてくれる。SNSで簡単に相談ができるようになれば若い人も抱え込まずに相談できるかもしれない。

部会長：SNSで名前の登録を必要とせず、匿名で誰でも会話できるサービスもある。新たな被害を生む危険性もあるが、うまく利用すれば小中高生が保護者に言えずに困っていることを集められる場になるのではないか。高齢者にとっても同じように娘や息子には言えないことを話せる避難所のようなものになれば面白いと思った。
インターネットを使った見守りというのは、若いマンパワーがインターネットに集約されているので、逆にそこに入ってしまうと、インターネットから見守ってくれると思うし、実際そういった事例も聞いたことがある。

部会長：これをもって本日の審議を終わらせていただく。事務局においては、今回出された意見を修正して、素案を作成していただきたい。

事務局：本日の意見を踏まえ、内容を加筆・修正し、次回の会議で審議いただけるようにする。